

全国水平社創立宣言と関連資料の「ユネスコ記憶遺産」登録に関する決議

「ユネスコ記憶遺産」は、世界的・歴史的に価値のある重要な古文書や書物等の歴史的記録物をデジタル保全化し、広く公開することを目的とした事業で、世界記憶遺産とも呼ばれており、これまでわが国では、2011年の筑豊炭鉱の記録画、2013年の慶長遣欧使節関係資料及び御堂関白記が登録され、2014年には京都府に係する東寺百合文書及び舞鶴への生還シベリア抑留等引き揚げ記録が国内候補に選定された。

日本の歴史と伝統文化に重要な役割を果たし続けている京都においては、歴史的価値のある重要な記録物が多く存在している。その一つである、全国水平社創立宣言は、大正11年、旧岡崎公会堂で開催された全国水平社の創立大会で決議された記念すべきわが国初の人権宣言であり、人間の尊厳と自由平等理念を掲げ、差別の撤廃と人間解放をうたい、近代のわが国における人権文化創造の運動の原点として、その後の様々な人権活動にも歴史的に重要な役割を果たしてきている。

現在、同資料を所有する公益財団法人奈良人権文化財団及び京都市下京区の柳原銀行記念資料館等の市民団体が中心となって登録に向け取組を進められているが、人権文化が息づくまちづくりを重要施策と位置付け、関係機関とも連携しながら「ユネスコ記憶遺産」登録を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成27年7月7日

京 都 府 議 会